

PTA組織改革案

1. 組織改革のポイント

① PTA加入確認 入学説明会前後に案内(紙面含む)

- ・「全ての老上中学生のために、可能な範囲での活動を行う」ことに賛同していただき、参加していただいた方の任意団体であることを明示
- ・加入しない場合は連絡(紙面含む)をもらう

② 役員選出方法 選出方法が煩雑・不平等感

- ・原則は立候補を募る(対象は全会員)
- ・立候補がない場合 地域ではなく2年生全対象者から選ぶ方法へ
- ・役員の精選(人数を減らす) = 事業内容の精選との関連
- ・免除規定の統一

③ 事業

- ・多くの人に参加する・生徒と一緒に活動できる事業を考える
- ・本当に必要な事業、生徒の学校生活を支える事業を精選、あて職の精選
- ・会費を抑える工夫 会計の精査 市や県の補助等の活用

2. 改善案

① 事業の整理・精選

- ・全会員は各事業に最低1回は参加するのを原則
- ・研修会はできるだけ多くの人に参加したくなる内容で、具体的な事業内容は年度当初に毎年決定

【活動支援事業】「学校行事の支援と参加」「教育活動の経済的支援」

例) * 体育祭の巡回(生徒席も含む)・保護者席の後始末

* 文化祭の受付・保護者案内

* ベルマーク集計 → 生徒会と日時を合わせて親子作業も

【環境安全事業】「安全見守りと環境整備」

例) * 月1回の朝の挨拶運動 学校校門前およびその周辺

* 親子校外美化活動 体育祭前の草刈作業 地域美化活動

【親子研修事業】「親子共学の活動」 例) 保護者・教員・生徒が一緒に学ぶ研修会

【情報発信事業】「広報活動」 例) 月1回の学校HPの更新(兼HP作成講座)

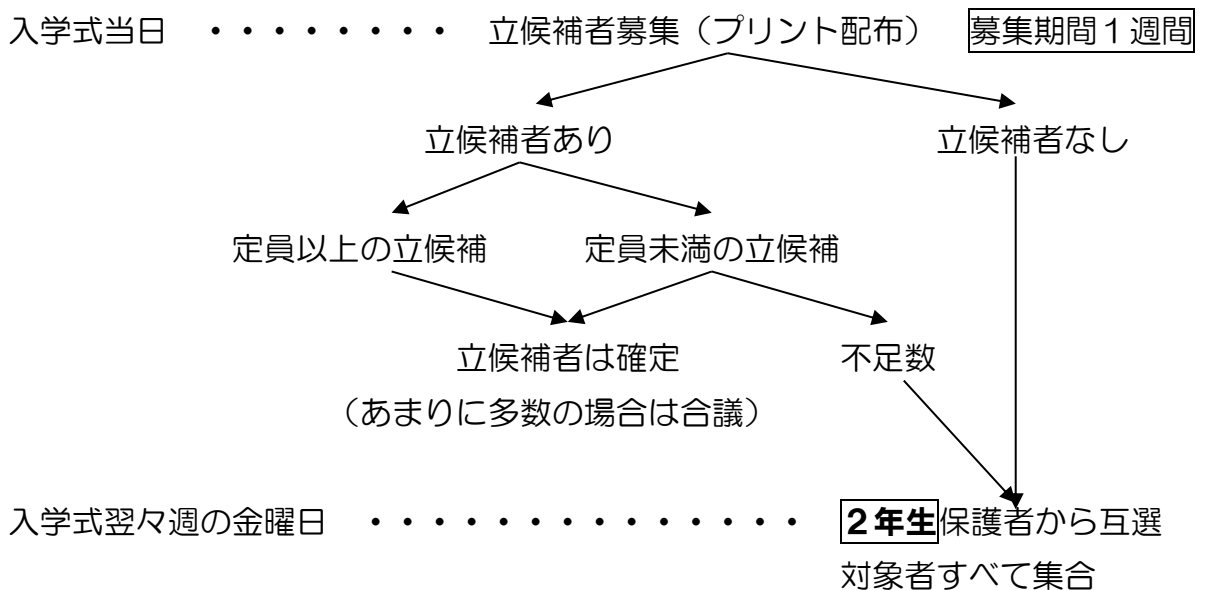
【同和教育推進事業】「市同和教育推進部との連携・事業」 PTA 独自事業はなし

※ [後援会] 教推事業をPTAから分離して後援会として運用(事務局は教員)

②役員と役割

- ・本部役員 最低5名 (最大10名程度まで) 人数は明記しない
 - ・他の役員(地域委員・教推委員・学級委員(事業部員)等)は設けない
 - 【会長】1名 会の代表 市PTA役員(会長会) まち協評議員※
 - 【副会長・会計監査】1名 会長の補佐 総会議長 まち協評議員※
 - 【事務局員】1名 役員会・総会の司会 役員間の事務連絡
 - 【同和教育推進委員】2名 市同推事業の協力※
- ※まち協の評議員は辞退していく方向で折衝 (PTAは保護者全員ではない)
- ★会計は教員担当者が一括行う (会費引き落とし業務は中学校と業務委託契約)
 - ★会議 月1回程度 各事業計画 および 事業の運営 全役員
 - ★役員が多いときは仕事を細分して担当してもよい
- 仕事は分担して明記せず、本部役員の仕事として記載

③役員を選出 選挙および信任投票は行わない 希望者による役員決定を原則とする



★役員免除対象

①中学校で過去に本部役員を経験した人

ただし、令和2年度までの役員については
運営委員(本部役員+各事業部長)を経験した人とする

※1 令和2年度以前に中学校で役員を経験し、地域の内規で役員免除
するとされていた人は、免除とする

②小学校で過去に本部役員を経験した人

※2 令和2年度以前に小学校で役員を経験し、中学校での役員は免除
するとされていた人は、免除とする

この規定は各小学校に知らせるとともに、令和3年度以降の役員選出についてはこれ以外の免除規定はない(適用しない)ことの周知をお願いします

④予算 予算については事業内容に合わせて適切に改善 → 会費削減を模索